

**パブリックコメント（意見募集）**

---

# **石狩市税条例の改正について**

---

**平成31年4月1日から30日まで**

**石狩市役所 財政部 税務課**

※ 平成31年5月以降の元号の表記につきましては、便宜上、平成を使用するとともに西暦を併記しています。



## 1 改正概要等

平成31年(2019年)10月から自動車取得税を廃止し、新たに軽自動車税環境性能割の課税が始まります。軽自動車税環境性能割の賦課徴収は、当分の間、北海道が行うことから、軽自動車税環境性能割の課税免除及び非課税の要件について、北海道の取扱いに合わせる旨の内容を規定するため、石狩市税条例を改正します。

改正の内容が市税の減免等について定める規定に該当することから、石狩市市民の声を活かす条例に基づき、意見を募集します。

## 2 改正内容の理由

軽自動車税環境性能割については市税であるため、課税免除及び非課税については、市の条例で規定することとなります。(地方税法第445条第2項) また、軽自動車税環境性能割の賦課徴収については、北海道が自動車税環境性能割の賦課徴収の例により行うものとされています。(地方税法附則第29条の9)

課税免除及び非課税の要件について、市の税条例において北海道の取扱いに合わせる旨の内容を規定しない場合は、北海道が一括して全道の市町村の軽自動車税環境性能割の賦課徴収事務を行うにもかかわらず、各市町村の条例の適用をすることとなり、納税義務者の税負担に不均衡が生じ、納税義務者の混乱が生じることが懸念されています。このようなことから、北海道においては、全道統一の取扱いとする必要があると考えており、本市においても北海道の取扱いに合わせることを適当と考えています。

## 3 参考

軽自動車税環境性能割の概要は次のとおりです。

### (1) 導入経緯

平成28年度の税制改正により、消費税率10%への引上げ時に、自動車取得税を廃止し、自動車税及び軽自動車税にそれぞれ環境性能割が創設されます。

### (2) 制度の概要

#### ア 納税義務者

軽自動車環境性能割は、自動車の取得が行われた際に、当該自動車の主たる定置場の所在地において、当該自動車を取得した者に課されます。

#### イ 課税主体

軽自動車税については、軽自動車税環境性能割として市町村が課する税とする。ただし、軽自動車税環境性能割の賦課徴収等は、当分の間、都道府県が行うものとされています。

#### ウ 課税標準と免税点

環境性能割の課税標準は、自動車の通常の取得価額とし、免税点は50万円です。

#### エ 徴収の方法

環境性能割は、申告納付により徴収します。

#### オ 軽自動車環境性能割に係る税率

燃費基準値達成度等に応じて決定し、非課税、1%、2%、3%の4段階を基本とします。(軽自動車の税率は、当分の間、2%を上限)

#### 【参考 乗用車の場合の例】

自家用車	営業車	対象車
非課税	非課税	電気自動車・天然ガス自動車 H17排ガス基準75%低減かつH32燃費基準+10%達成
1. 0%	0. 5%	H17排ガス基準75%低減かつH32燃費基準
2. 0%	1. 0%	H17排ガス基準75%低減かつH27燃費基準+10%達成
2. 0%	2. 0%	上記以外の車

※ 平成31年(2019年)10月1日から平成32年(2020年)9月30日までの間に取得した場合は、上記の税率がそれぞれ1%軽減されます。

#### 4 パブリックコメント後の流れ

このパブリックコメントによる手続きを経て、石狩市議会に石狩市税条例の改正案を提案する予定をしております。